

隠岐地域公共宿泊施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県(以下「県」という。)は、隠岐地域における観光振興を図ることを目的として、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町(以下「町村」という。)が、自ら運営・出資する宿泊施設(以下「公共宿泊施設」という。)を整備するにあたり、隠岐地域公共宿泊施設整備補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助額の算定方法)

第2条 補助金の交付要件、対象となる経費、交付額・交付の限度額及び交付の方法は、次のとおりとする。

(1) 交付要件

- (ア) 本要綱施行後に、新たに町村が実施する過疎対策事業債を充当した公共宿泊施設の整備事業で、当該事業期間の総事業費が1億円以上であること。
- (イ) 当該整備事業は、平成32年度までに開始されるものに限る。
- (ウ) 計画の変更に伴い、総事業費が1億円以上となる事業は対象外とする。
- (エ) 当該整備事業に関する事業計画書を策定すること。

(2) 交付の対象経費

公共宿泊施設の新築、改築、増築及び大規模改修に要する経費、又はこれらを目的とした出資金とする。

(3) 交付額

町村が発行した過疎対策事業債の元利償還金のうち、地方交付税による財源措置額を控除した額に三分の一を乗じて得た額とし、交付額の上限は1億円とする。

ただし、他の補助金の交付の対象となる過疎対策事業債の元利償還金は除くものとする。

(4) 交付の方法

補助金は、町村が行う過疎対策事業債の毎年度の償還時に、その償還額に応じて交付額を決定し、交付するものとする。

(補助事業の同意申請)

第3条 町村長は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業着手の2ヶ月前までに隠岐地域公共宿泊施設整備補助金補助事業同意申請書(以下「同意申請書」という。)(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 同意申請書には、別に定める記載要領に基づき作成した事業計画書のほか、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助事業の同意通知)

第4条 知事は、同意申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、隠岐地域公共宿泊施設整備補助金補助事業同意通知書(様式第2号)により町村長に通知するものとする。

(補助事業の変更同意申請)

第5条 補助事業者は、補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ隠岐地域公共宿泊施設整備補助金補助事業変更同意申請書(以下「変更同意申請書」という。)(様式第3号)を知事に提出し、その同意を受けなければなら

ない。

ただし、補助事業の達成に支障をきたさない事業内容等の細部の変更については、この限りではない。

(補助事業の変更同意通知)

第6条 知事は、変更同意申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、隠岐地域公共宿泊施設整備補助金補助事業変更同意通知書(様式第4号)により町村長に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止同意申請)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ隠岐地域公共宿泊施設整備補助金補助事業(中止・廃止)同意申請書(以下「(中止・廃止)同意申請書」)(様式第5号)を知事に提出し、その同意を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止同意通知)

第8条 知事は、(中止・廃止)同意申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、隠岐地域公共宿泊施設整備補助金補助事業(中止・廃止)同意通知書(様式第6号)により町村長に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 町村長は、補助金の交付を申請する場合は、毎年度6月末日までに、隠岐地域公共宿泊施設整備補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 知事は、補助金の交付申請があったときは、書類審査及び現地調査等により内容が適正であるかどうかを確認し、適正と認めたときは、予算の範囲内で速やかに補助金の交付決定をしなければならない。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、交付申請の内容に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

3 知事は、前二項の決定をしたときは、隠岐地域公共宿泊施設整備補助金交付決定通知書(様式第8号)により、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 知事は、補助金の交付決定にあたって、規則第6条により次の条件を付すものとする。

- (1) 町村は、補助金を交付の対象となる経費にのみ使用し、目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、その書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金の請求及び支払い)

第12条 補助金の請求及び支払いは次により行うものとする。

- (1) 町村長は、交付決定後、毎年の過疎対策事業債の償還日から起算して30日前までに隠岐地域公共宿泊施設整備補助金支払請求書(様式第9号)(以下「請求書」という。)を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、適正な請求書を受け取ったときは、町村が過疎対策事業債の償還を行う日までに町村に対し補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第 13 条 町村長は、補助金事業が完了したときは、毎年の償還が完了した日から起算して 1 箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、隠岐地域公共宿泊施設整備補助金事業実績報告書(様式第 10 号)(以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、実績報告を受けた場合は、速やかに書類審査及び現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、隠岐地域公共宿泊施設整備補助金交付額確定通知書(様式第 11 号)(以下「確定通知書」という。)により町村長に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 15 条 知事は、町村が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を町村長に命ずる。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 町村長は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 町村長は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。